

2026年3月期 有価証券報告書
サステナビリティ情報開示分析

SSBJ基準対応状況 調査レポート

EY新日本有限責任監査法人
2026年7月22日



The better the question. The better the answer. The better the world works.



Shape the future
with confidence

調査の概要

調査の背景	2025年3月、サステナビリティ開示基準（以下「SSBJ基準」）が公表されました。SSBJ基準に基づく開示を検討する際の参考資料として、「有価証券報告書の作成要領（サステナビリティ関連財務開示編）」（2026年3月期提出用）も公表されています。このような状況の中、各企業のサステナビリティ情報開示において、SSBJ基準がどの程度考慮されているかを把握することを目的として、有価証券報告書におけるSSBJ基準関連キーワードの調査を実施しました。
調査項目	(1). 適用基準に関するキーワードの有無:「リスク及び機会の識別」「SASB」 (2). 一般基準に関するキーワードの有無:「レジリエンス」 (3). 気候基準に関するキーワードの有無:「財務的影響」「資本投下」「内部炭素価格」「GHGプロトコル」 「ロケーション基準」「マーケット基準」「カーボン・クレジット」 ※調査項目の選定に当たっては、SSBJ基準の適用に際し、重要性が高いと考えられるリスク及び機会、レジリエンスに関する情報に関連する項目(1)(2)を設定しました。 加えて、開示初年度においては、気候関連のリスク及び機会のみの情報開示が可能となる「気候ファースト」の経過措置を適用する企業も一定数存在すると想定し、気候関連の開示に関する項目(3)も対象としています。
調査対象とした有価証券報告書の目次	■「サステナビリティに関する考え方及び取組」 ■「事業等のリスク」 ※「サステナビリティに関する考え方及び取組」を基本としていますが、調査項目(1)に関してはリスク及び機会に関する情報に関連する記載が他の項目に含まれる場合がみられるため、対象範囲を拡大しています。
調査方法と留意点	本調査は有価証券報告書のテキスト情報を対象としたキーワード検索により実施しています。そのため、画像として貼り付けられた情報は検索対象外となります。また、SSBJ基準に沿わない記載でも、キーワードが含まれていれば該当と判定される場合があるため、調査結果の解釈に当たっては一定の留意が必要です。

調査の概要

対象企業	2026年3月末日時点で、各企業の直近年度末における時価総額が5千億円以上であった東証プライム市場上場企業352社を対象としています。	
セクター分類	企業の開示傾向をより詳細に把握するため、セクター別の結果も示しています。セクター分類に当たっては、東証33業種分類を基にTOPIX17の枠組みを考慮し、業種を集約しています。	
	セクター分類	東証33業種分類
	1. 食品	食料品
	2. エネルギー・資源	鉱業、石油・石炭製品、鉄鋼、非鉄金属、電気・ガス業
	3. 建設・不動産	建設業、ガラス・土石製品、金属製品、不動産業
	4. 素材・化学	繊維製品、パルプ・紙、化学
	5. 医薬品	医薬品
	6. 機械・自動車	機械、輸送用機器、ゴム製品
	7. 電機・精密	電気機器、精密機器
	8. 情報通信・サービスその他	その他製品、情報・通信業、サービス業
	9. 運輸・物流	陸運業、海運業、空運業
	10. 商社・卸売	卸売業
	11. 小売	小売業
	12. 金融	銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業
	合計 352	

略称

内閣府令	企業内容等の開示に関する内閣府令	ISSB	国際サステナビリティ基準審議会 (International Sustainability Standards Board)
SSBJ	サステナビリティ基準委員会	SASBスタンダード	サステナビリティ会計基準審議会基準 (Sustainability Accounting Standards Board Standards)
SSBJ基準	サステナビリティ基準委員会が設定するサステナビリティ開示基準の総称	CSRD	企業サステナビリティ報告指令 (Corporate Sustainability Reporting Directive (EU指令))
適用基準	サステナビリティ開示ユニバーサル基準 「サステナビリティ開示基準の適用」(2026 年 3 月公表)	TCFD	気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-related Financial Disclosures)
一般基準	サステナビリティ開示テーマ別基準第1号 「一般開示基準」(2026 年 3 月公表)	CDSB	気候情報開示基準審議会 (Climate Disclosure Standards Board)
気候基準	サステナビリティ開示テーマ別基準第2号 「気候関連開示基準」(2026 年 3 月公表)	GHGプロトコル	温室効果ガス・プロトコル (Greenhouse Gas Protocol)



適用基準に関するキーワードの調査結果と課題

「リスク及び機会の識別」「SASB」

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(1/2)

検索
ワード

リスク及び機会の識別 * 1

選定理由 SSBJ基準に基づいて、何をサステナビリティ関連財務情報として開示すべきかを決定する最初のステップ

* 1 「リスク及び機会の識別」と同義とみなし、「リスクおよび機会」「リスクと機会」「の特定」「を識別」「を特定」などの揺らぎ表現もカウント対象としている。

調査結果

合計
152社
(平均 43.2%)

サステナビリティに関する考え方及び取組: 144社
事業等のリスク: 8社 * 2

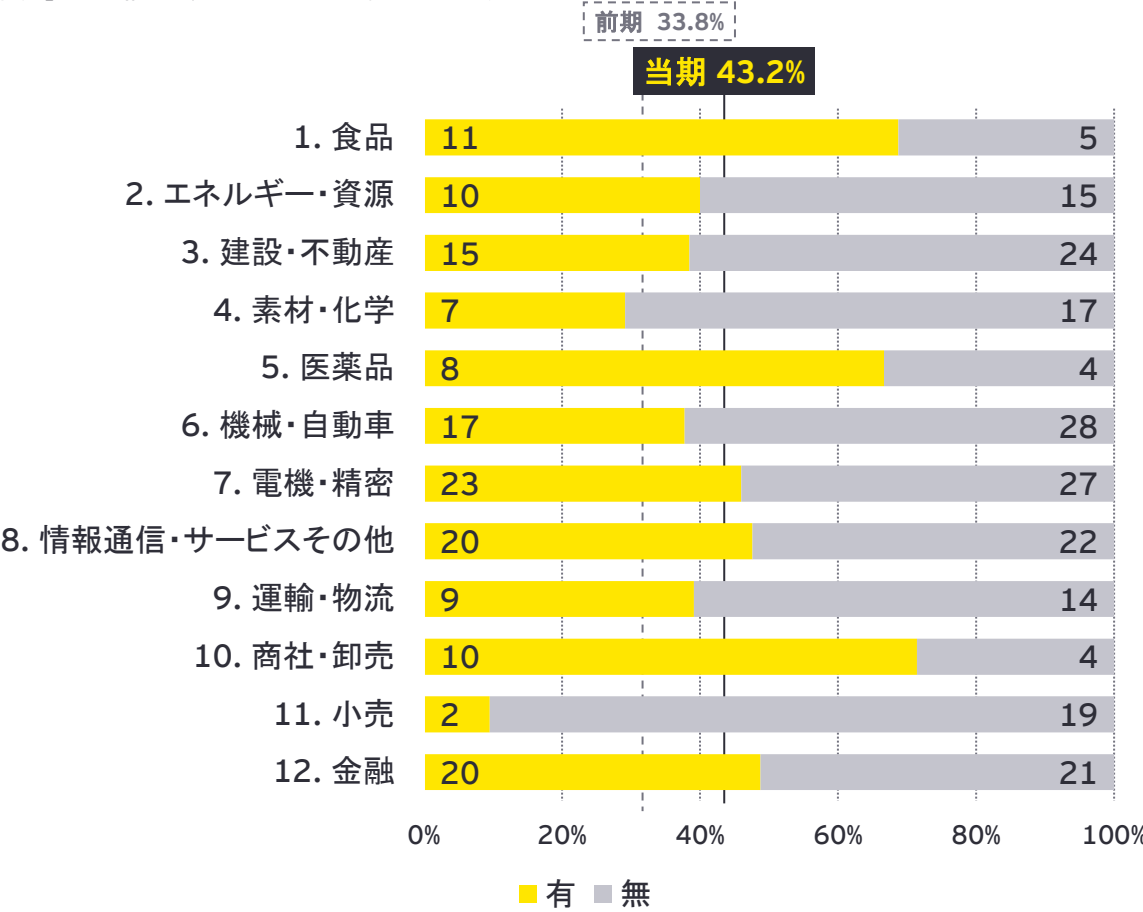
* 2 サステナビリティに関する考え方及び取組において記載がカウントされた企業において、事業等のリスクで記載があった場合、カウントをしていない。

次年度に向けて

■ 「リスク及び機会の識別」等の用語の記載は43.2%と前年度から増加しました。2023年の内閣府令改正より、全企業に対して「リスク管理」に関する記載として「リスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス」に関する記載が求められていますが、分析からは「リスク及び機会の識別」に関する記載が進んでいない企業も一定数存在すると推察されます。

■ 「記述情報の開示の好事例集2025」では、マテリアリティ(重要課題)として二軸モデル(社会影響×企業影響)サステナビリティの項目を列挙している事例が見られるが、SSBJの要求事項を踏まえて企業価値に影響のあるサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、重要性がある情報を開示することが有用とされており、この観点を踏まえた企業における整理と対応が望まれます。

基準の解説はP9



サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(2/2)

検索
ワード

SASB

SASBスタンダード: IFRS財団が2023 年 12月最終改訂を公表。77の産業別のサステナビリティ開示基準で構成される。
選定理由 リスク及び機会を識別するにあたり「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」ガイダンスの情報源

調査結果

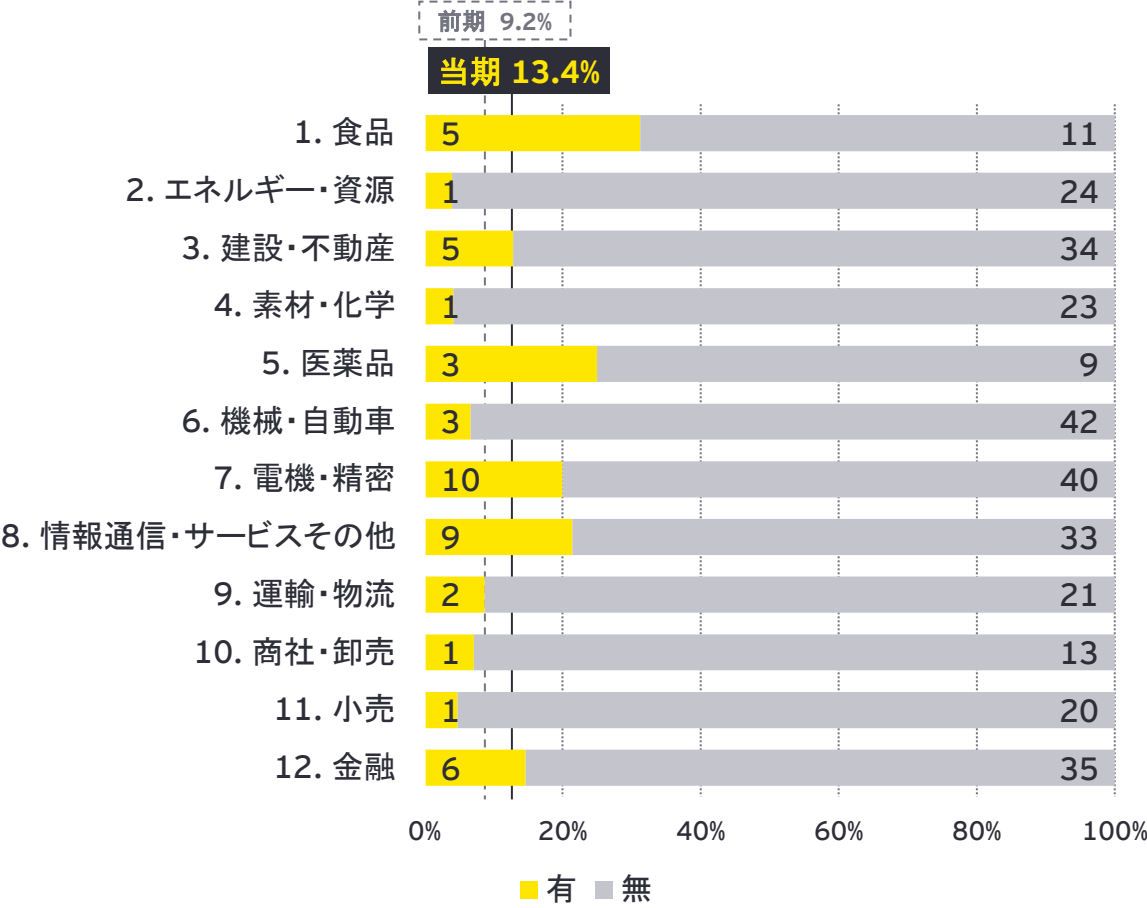
合計
47社
(平均 13.4%)

サステナビリティに関する考え方及び取組: 47社

次年度に向けて

- 当該キーワードが含まれる開示は、13.4%とわずかに前期から増加しました。依然記載がない企業が大多数を占めていますが、開示企業数が前期より増えた食品、電気・精密、金融等セクターでは相対的にSSBJ基準の適用準備が進んでいる可能性が推察されます。
- SSBJ基準に準拠した開示を行う企業においては、SASBスタンダードを参照し、その適用可能性を検討するプロセスを構築することが必要です。
- なお、IFRS S1の付属ガイダンスIG14では「SASBスタンダード」によって具体的に扱われていない活動が存在する場合に言及されています。SASBスタンダードの参照だけでは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するという目的において十分でない場合には、他の情報源等を検討して、適切にリスク及び機会を識別する必要があることに留意が必要です。

基準の解説はP10





適用基準に関するキーワードの概要解説

「リスク及び機会の識別」「SASB」

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(1/2)

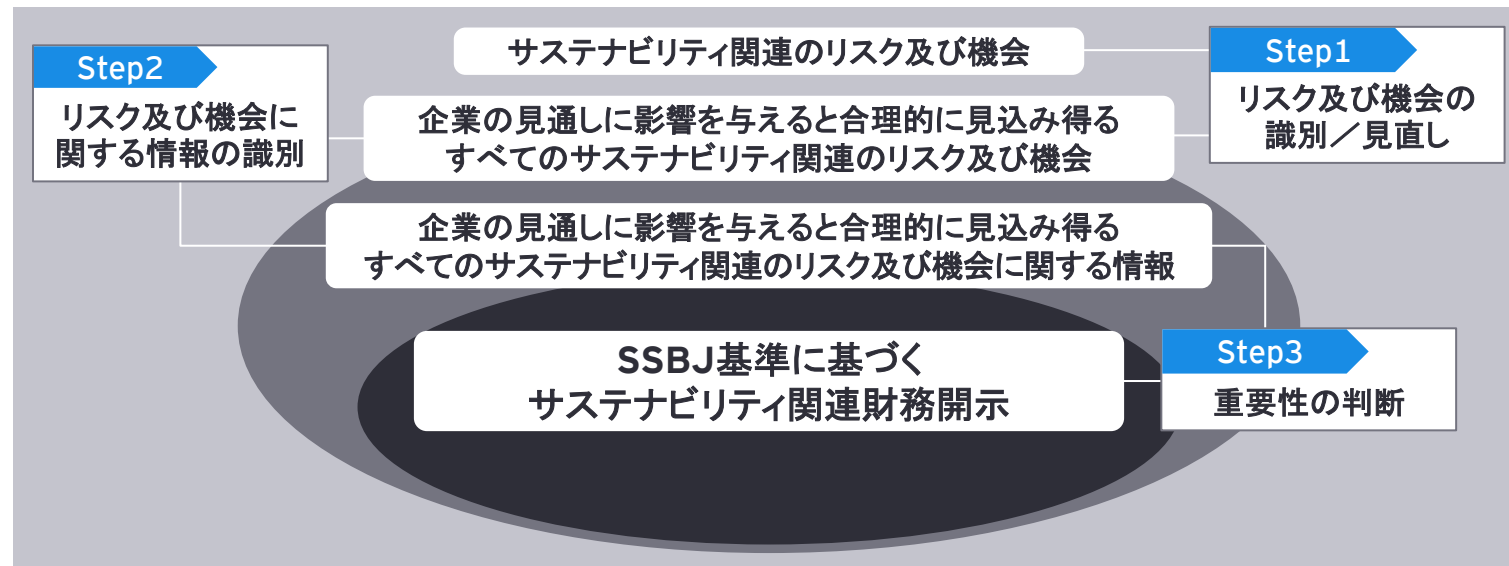
検索
ワード

リスク及び機会の識別

I. 原則

サステナビリティ関連財務開示は、「企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報」を開示しなければならない(適用基準 第 34 項)。当該情報を開示するにあたり、次のことを行わなければならない(同 第 35 項)。

- (1) 企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別
- (2) バリュー・チェーンの範囲の決定
- (3) 識別したリスク及び機会に関する重要性がある情報の識別



出所: SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料www.ssbj-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/2025_06.pdf
(2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の開示(2/2)

検索
ワード

SASB

Ⅱ. サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別

企業は、自社の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別しなければならない(適用基準 第 36 項)。当該リスク及び機会を識別する際、合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない(第 32 項)が、情報の網羅的な探索を行う必要はない(同 第 39 項)。

当該リスク及び機会を識別するため、第40項から第43項におけるガイダンスの情報源に関する定めを適用しなければならない(同 第 37 項)

Step1 リスク及び機会の識別

必須

リスク及び機会を識別するにあたりSSBJ基準を適用しなければならない(第40項)

必須

「参照し、その適用可能性を考慮しなければならない」

- 産業別基準である**SASBスタンダード**における**企業に関連する産業の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない**(第41項及び第42項)
- 考慮した結果、**適用しない**と結論付ける場合もある(第41項)

任意

「参照し、その適用可能性を考慮することができる」

- 「CDSBフレームワーク適用ガイダンス」(第43項)
- 主要な利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体(ISSBを含む)による直近の公表文書「他の基準等」
- 同じ産業又は地理的地域において事業を営む企業「同業他社等」によって識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会

出所: SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/2025_06.pdf (2025年10月24日アクセス)を基にEY作成

一般基準に関するキーワードの調査結果と課題

「レジリエンス」

レジリエンスに関する情報の開示

検索
ワード

レジリエンス

選定理由

企業価値評価と関連性の高い開示項目として改めて着目されていること

調査結果

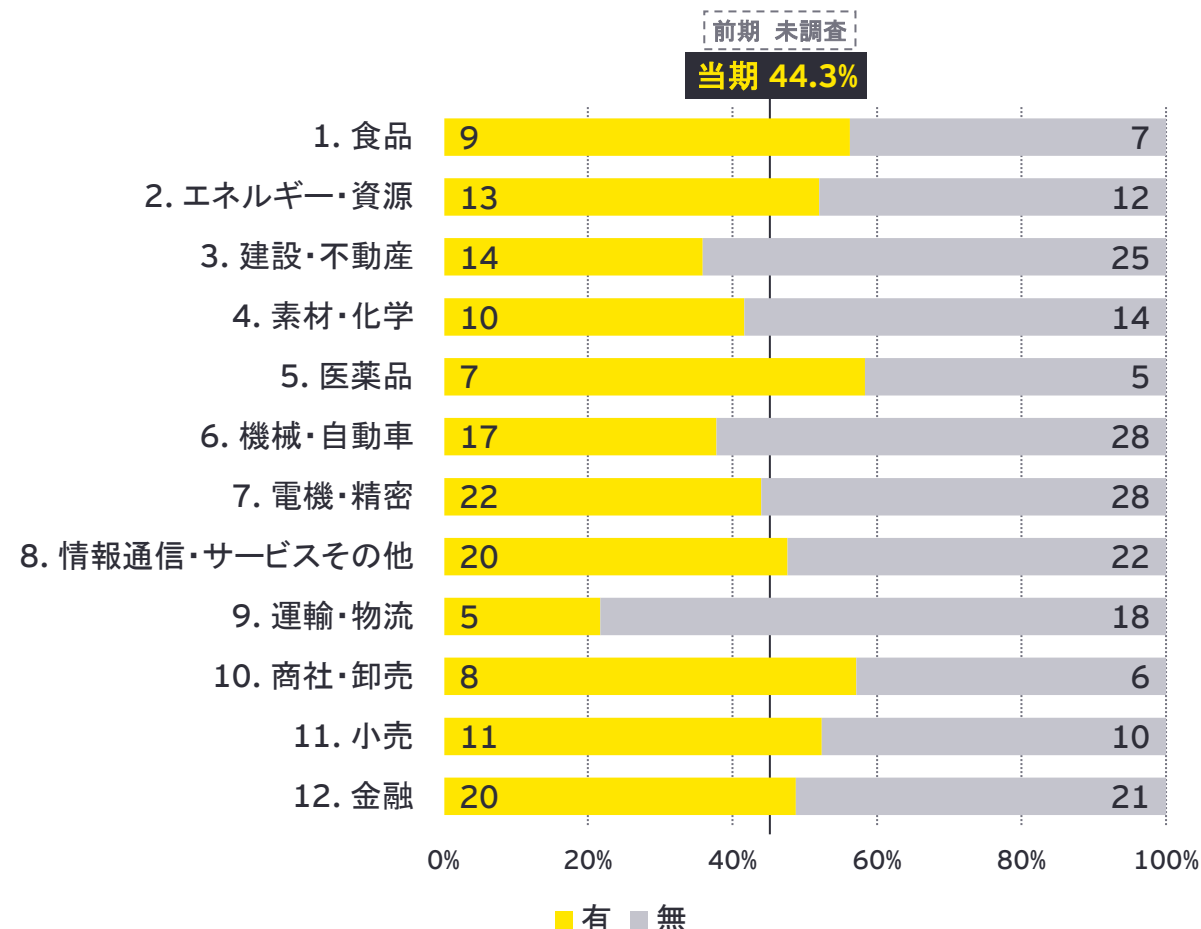
合計
156社
(平均 44.3%)

サステナビリティに関する考え方及び取組: 156社

次年度に向けて

- 「レジリエンス」という用語の記載は44.3%と比較的高い割合で見られました。これは、TCFDの枠組みに基づき、シナリオ分析を通じた気候レジリエンスの評価・開示を進めてきた企業その他、サステナビリティを企業のレジリエンスと関連づけ理解している日本企業が多いことの表れであると考えられます。他方、用語の記載があっても、SSBJ基準が求める開示を充足しているとは限らない点に留意が必要です。
- SSBJ基準への対応に向けて、気候関連については、シナリオ分析に基づき、戦略及びビジネス・モデルへの影響、重大な不確実性並びに短期・中期・長期にわたる調整能力を含めて評価する必要があります。
- 気候以外についても、人的資本、自然資本等識別したサステナビリティ関連リスクを対象に、評価手法や考慮した時間軸を整理し、期末時点のレジリエンスを評価・開示するためのプロセスを構築することが今後の課題となります。

基準の解説はP14





一般基準に関するキーワードの概要解説

「レジリエンス」

「レジリエンス」

検索
ワード

レジリエンス

サステナビリティ関連の変化や不確実性に対して、企業が戦略及びビジネス・モデルを調整し、対応する能力
主要な利用者が、サステナビリティ関連のリスクや様々なシナリオにおける不確実性の影響に対処し、耐える能力を理解するために開示する。

一般基準のレジリエンス		気候レジリエンス	
サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力 (一般基準第24項)		気候関連の変化、進展又は不確実性に対応する企業の能力 (気候基準 第5項(2))	
評価対象	■ サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応する企業の能力(レジリエンス)	評価対象	■ 気候関連のリスク及び機会 ■ 気候関連のリスク(気候関連の物理的リスク及び気候関連の移行リスクを含む。)への対応及び適応
開示項目	■ 期末時点における戦略及びビジネスモデルのレジリエンスに関する定性的評価(該当する場合は定量的評価を含む)、 ■ 評価に用いた手法及び考慮した時間軸	開示項目	■ 実施したシナリオ分析の手法及び実施時期 ■ 期末時点の気候レジリエンスの評価 ■ 戦略・ビジネスモデルへの影響 ■ 重大な不確実性の領域 ■ 短期・中期・長期にわたり調整する企業の能力
特徴	■ 評価頻度・評価手法に関する具体的な指定はなく、企業の状況に応じた柔軟な評価が可能。 ■ 他のテーマ別基準で具体的な評価手法等が定められている場合は当該基準に従う。	特徴	■ 気候関連のシナリオ分析が必須 ■ レジリエンス評価は報告期間ごとに実施(※) ■ シナリオ分析は最低限、戦略計画サイクルに沿って更新

出所: SSBJハンドブック「一般基準におけるレジリエンスの開示」www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250829_05.pdfおよび「気候レジリエンス(1)気候レジリエンスの開示」www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250829_07.pdf(2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

気候基準に関するキーワードの調査結果と課題

「財務的影響」「資本投下」「内部炭素価格」「GHGプロトコル」
「ロケーション基準」「マーケット基準」「カーボン・クレジット」

戦略の開示

検索
ワード

財務的影響*

選定理由 SSBJ基準では、企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会について、現在の及び予想される財務的影響を理解できるようにする情報を開示が求められる。

*「財務影響」も同義とみなしカウントしている。

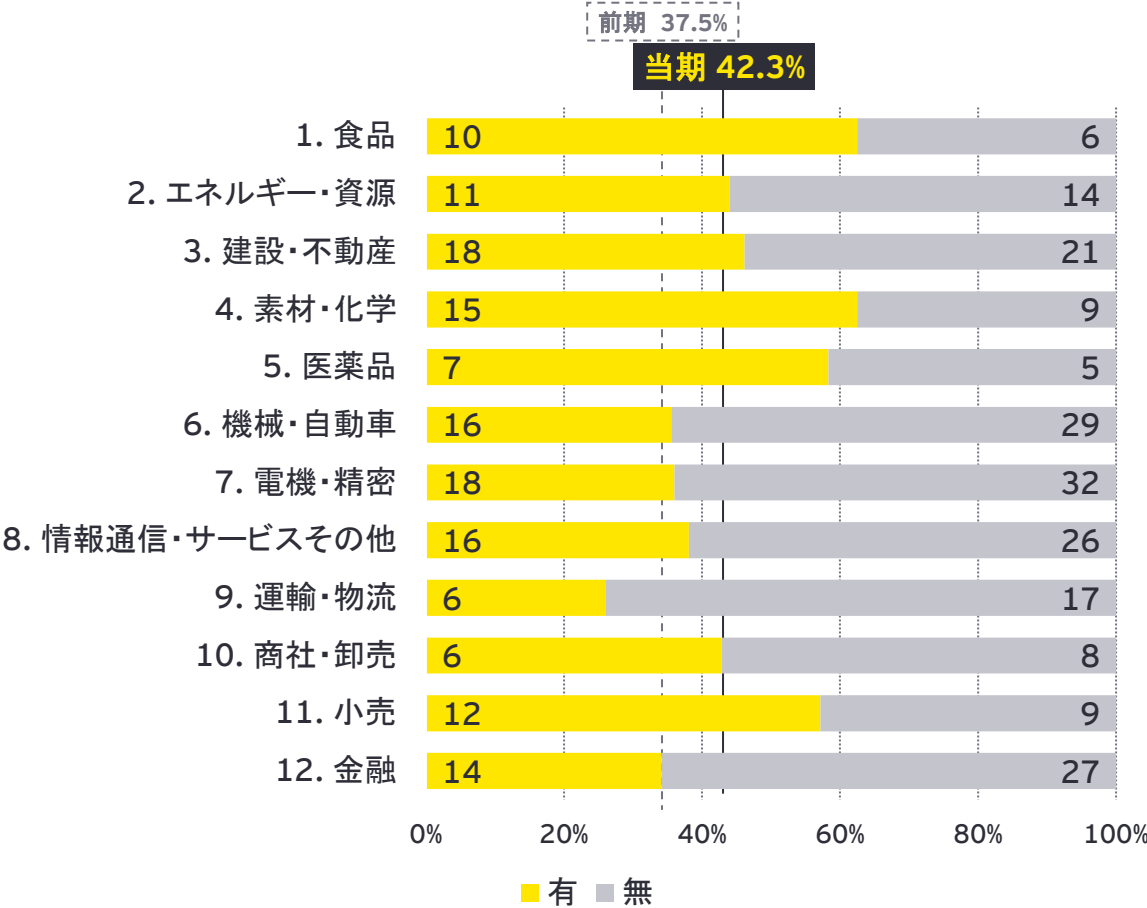
調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **149**社 (42.3%)

次年度に向けて

- 主に気候関連の開示において、4割を超える企業で「財務的影響」というキーワードの記載が確認され、建設・不動産、金融セクター等における開示企業数が大きく増加しました。開示における財務的影響の開示の重要性に対する認知が広がっていると考えられる一方、記載がある場合でも、定性的な説明にとどまるケースも多いと考えられます。
- 今後は、気候以外の重要性があるトピックについても、定量的情報の算定(定量的情報を提供しないとの判断を含む)など、サステナビリティ関連のリスク及び機会が財務諸表にどのような影響を与えたか、または与えると予想されるかについて、理解可能な情報を提供する必要があります。
- また、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会と財務諸表において報告される情報や中期経営計画等の事業計画との間のつながりを識別・説明することで、財務諸表における情報を補足または拡充する内容としての開示が期待されています。

基準の解説はP22



気候関連の指標(1/4)

気 候 基 準
指 標 及 び 目 標

検索
ワード

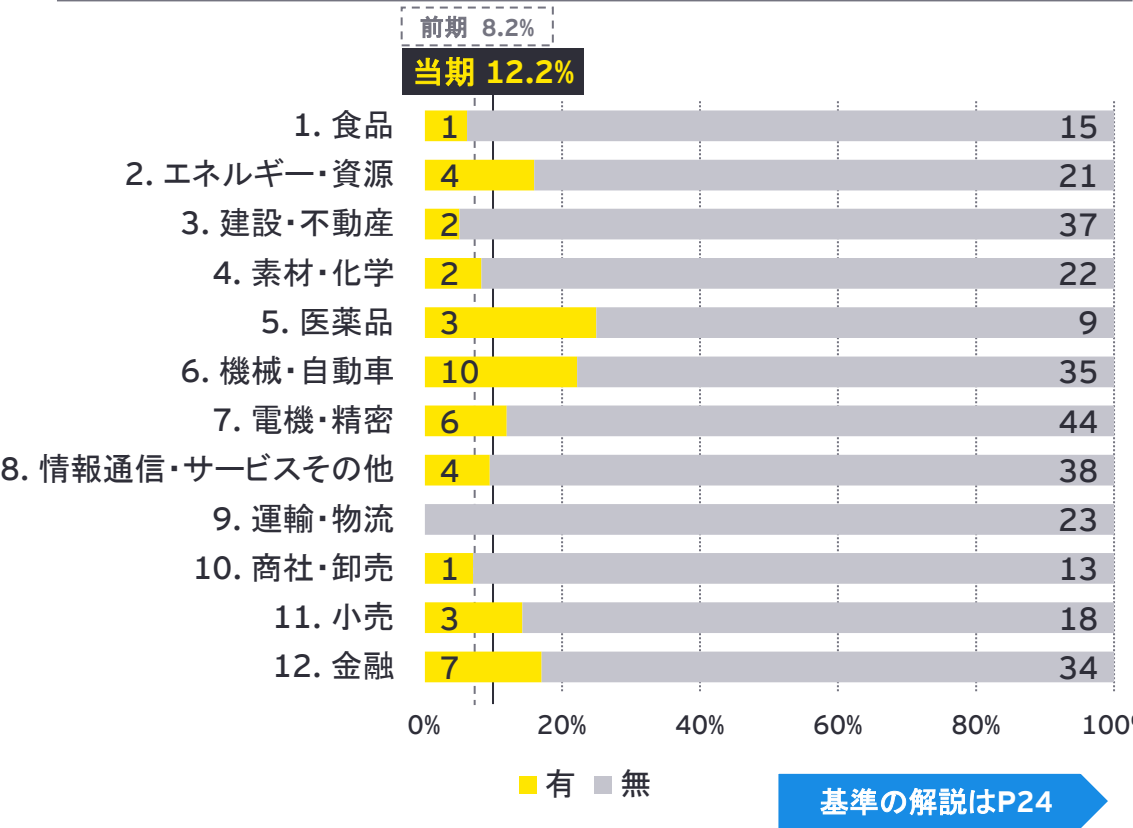
資本投下 *1

選定理由 気候関連のリスク及び機会に対応するため、実際にどの程度の資本的支出・ファイナンス・投資を行ったかを理解するにあたり有用な情報

*1 「投下資本」も加え、SSBJハンドブックを参考に「研究開発費」、「設備投資額」もカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **43**社 (12.2%)



検索
ワード

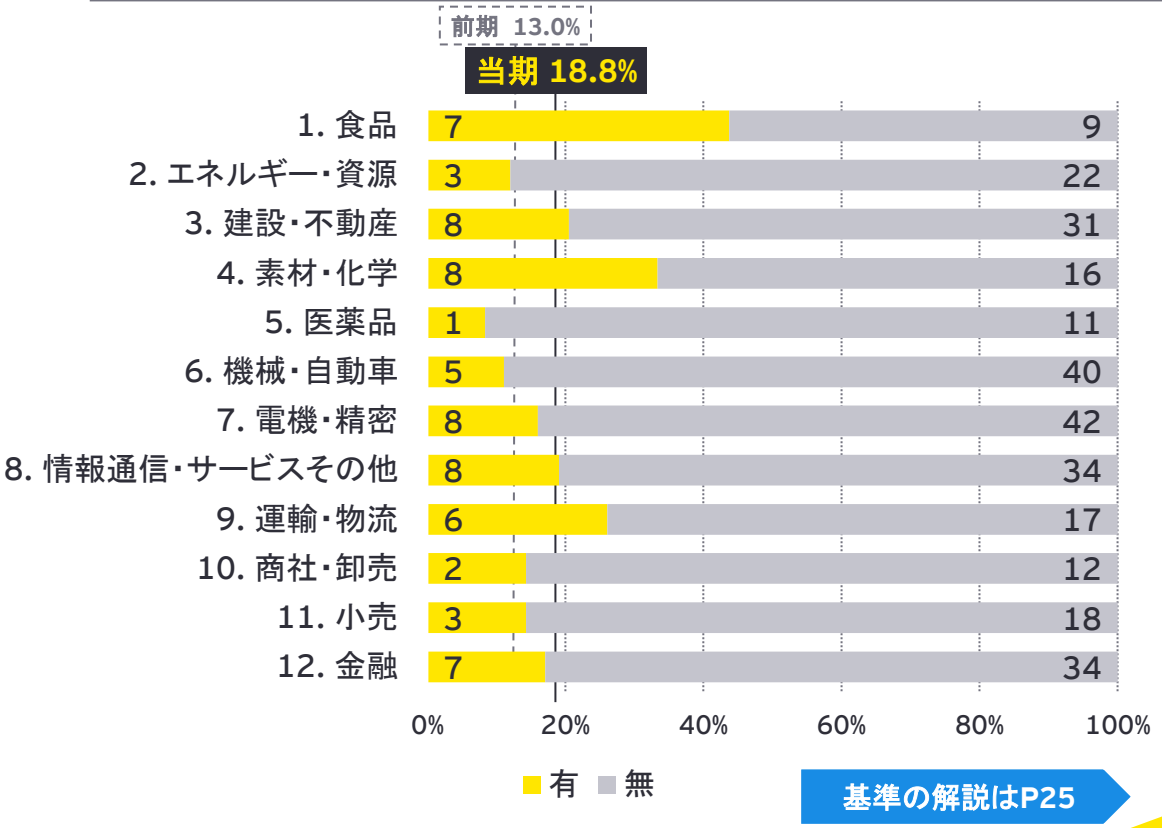
内部炭素価格 *2

選定理由 内部炭素価格を意思決定に用いている場合には、その内容について開示することが主要な利用者にとって有用な情報

*2 「インターナル・カーボン・プライシング」も同義とみなしカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **66**社 (18.8%)



気候関連の指標(2/4)

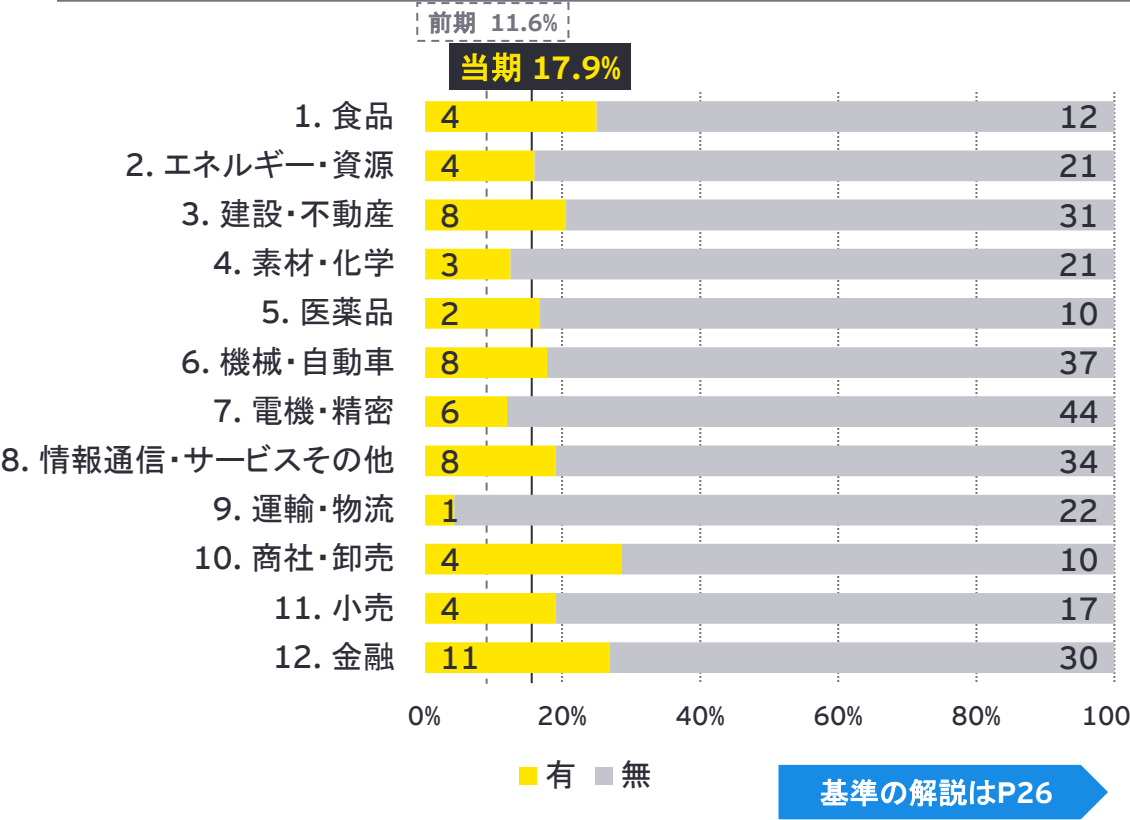
検索
ワード

GHGプロトコル

選定理由 SSBJ基準では、原則として「GHGプロトコル(2004年)」に基づいたGHG排出の測定が求められている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **63**社 (17.9%)



気候関連の指標(3/4)

気 候 基 準
指 標 及 び 目 標

検索
ワード

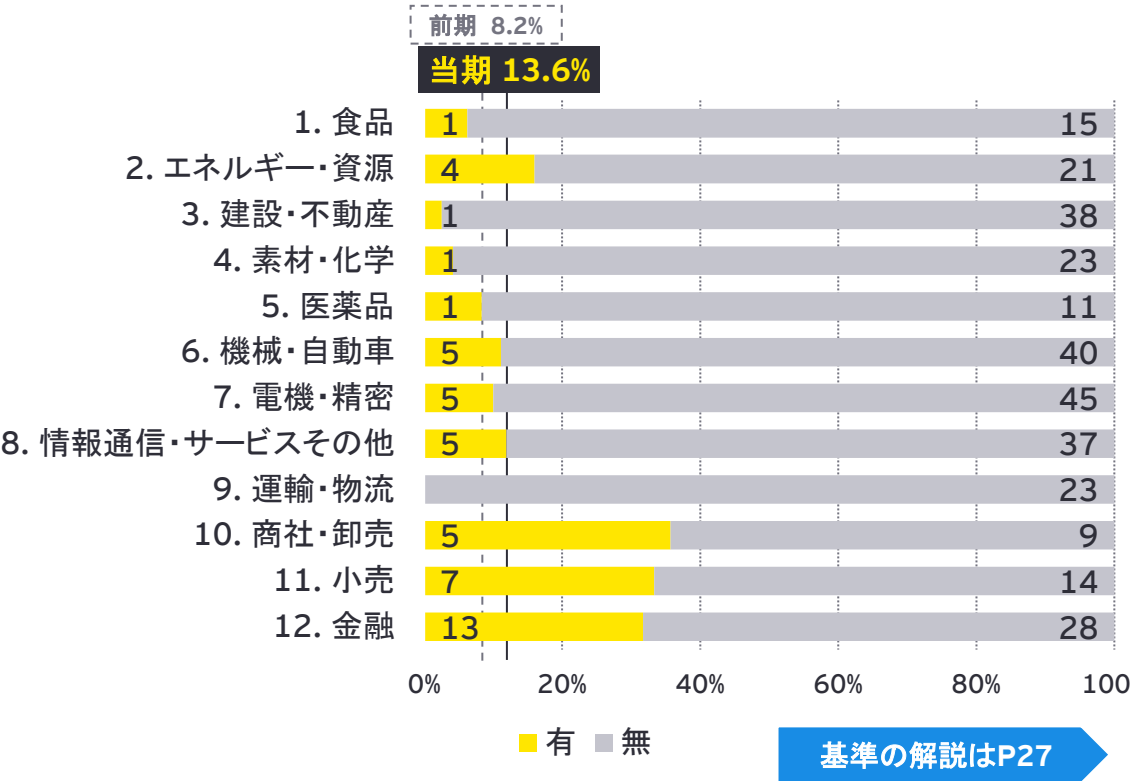
ロケーション基準 *1

選定理由 スコープ 2 温室効果ガス排出
を測定する方法

*1 「基準」を「ベース」と記載する場合も同義とみなしカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **48**社 (13.6%)



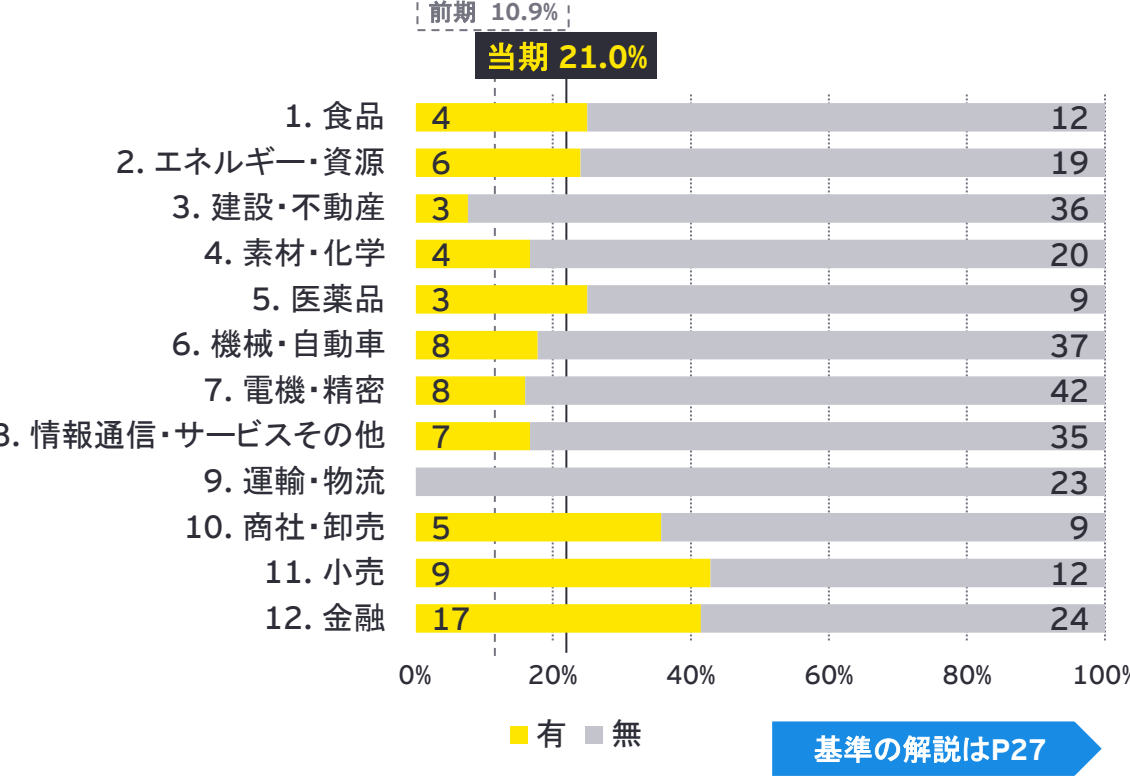
検索
ワード

マーケット基準 *1

選定理由 スコープ 2 温室効果ガス排出
を測定する方法

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: **74**社 (21.0%)



気候関連の指標(4/4)

検索
ワード

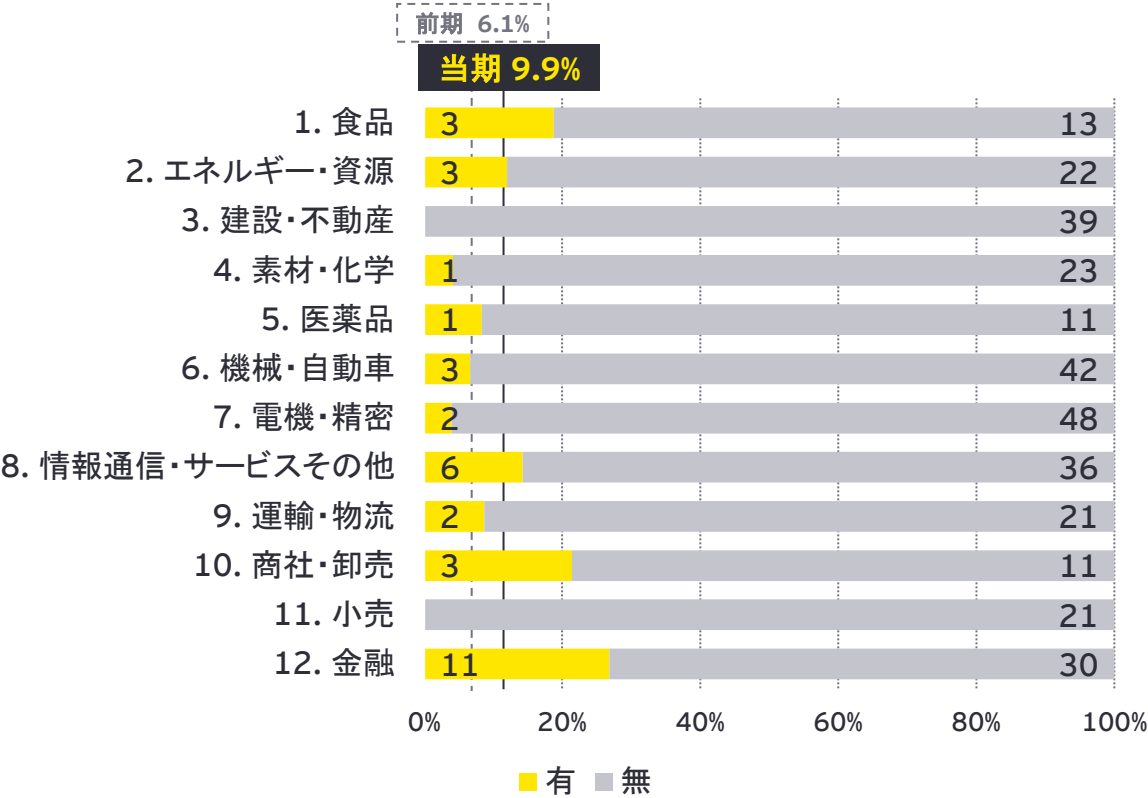
カーボン・クレジット*

選定理由 カarbon・クレジットを使用してオフセットする場合、GHG排出目標に関する透明性を確保する必要がある。

*「カーボンクレジット」も同義とみなしカウントしている。

調査結果

サステナビリティに関する考え方及び取組: 35社 (9.9%)



次年度に向けて

- 気候関連の指標に関する各種用語の開示については、前期に比べて増加傾向にあるものの、記載している企業は限定的で。スコープ2については、ロケーション基準、マーケット基準の開示が両方を記載する企業を含め増加しています。
- 「資本投下」指標は、企業が実際にどの程度の資本的支出、ファイナンス、または投資を行ったかを把握するための情報であり、財務諸表/事業計画作成の過程で把握されているデータを活用できると考えられます。サステナビリティ情報の情報価値を高める観点で、財務情報とのコネクティビティを踏まえた情報収集体制の構築が求められます。
- 「内部炭素価格」については、意思決定に活用するか否か、活用している場合にはその適用方法など、企業としての方針を明確にする必要があります。
- 温室効果ガス排出量の測定に関しては、企業は測定基準(例: GHGプロトコル)、測定アプローチ(例: 経営支配力アプローチ)、さらに「マーケット基準」の採用有無などについて方針を定める必要があります。また、選択した測定アプローチに準じた情報収集体制の整備が求められます。
- 特に製造業に属する企業においては、2050年ネットゼロなど温室効果ガス排出量の純量目標を掲げる場合、削減努力に加えて、削減が困難な排出分を補完するための「カーボン・クレジット」の使用に関する方針の決定が重要です。
- SSBJ基準の適用に向けて、多くの企業において気候関連の指標についても収集における方針の策定、方針に基づく収集が行われるための内部統制の整備について、さらなる検討が必要になると考えられます。

基準の解説はP28~29

気候基準に関するキーワードの概要解説

「財務的影響」「資本投下」「内部炭素価格」「GHGプロトコル」
「ロケーション基準」「マーケット基準」「カーボン・クレジット」

「財務的影響」(1/2)

検索
ワード

財務的影響

企業の見通しに影響を与えると合理的に見込み得る気候関連のリスク及び機会について、次の事項を理解できるようにする情報を開示しなければならない（気候基準 第21項）。

(1) 現在の財務的影響:

気候関連のリスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響

(2) 予想される財務的影響:

気候関連のリスク及び機会が、短期、中期及び長期において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される影響

財務的影響に関する 定量的情報の開示が 免除される場合

- 次のいずれかであると判断する場合には、現在の及び予想される財務的影響について、定量的情報を開示する必要はない
 - 影響を区分して識別できない
 - 影響を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でない
- 定量的情報を提供するスキル、能力又は資源を有していない場合、予想される財務的影響の開示において定量的情報を提供する必要はない。
- 定量的情報を提供する必要はないと判断した場合、次の開示を行わなければならない。
 - 定量的情報を提供しない理由
 - 当該財務的影響に関する定性的情報（サステナビリティ関連のリスク又は機会が影響を与える可能性が高いか、影響を与えた、関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を含む。）
 - 複合的な財務的影響に関する定量的情報（有用でないと企業が判断する場合を除く）

出所: SSBJハンドブック「財務的影響に関する定量的情報の開示が免除される場合」www.ssbj-jp.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250430_05.pdf（2026年7月21日アクセス）を基にEY作成

「財務的影響」(2/2)

■ 財務的影響: リスク及び機会が財政状態、財務業績、キャッシュ・フローに与える影響



現在の財務的影響	■ 現在の財務的影響について、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示。 ■ リスク及び機会が、当報告期間において、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えた影響
予想される財務的影響	■ 予想される財務的影響について、次の事項に関する定量的及び定性的情報を開示。 ■ 当報告期間において財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに影響を与えたリスク及び機会のうち、翌年次報告期間において、関連する財務諸表に計上する資産及び負債の帳簿価額に重要性がある影響を与える重大なリスクがあるもの ■ リスク及び機会を管理する企業の戦略を踏まえた、短期、中期及び長期における、企業の財政状態の変化に関する見込み、企業の財務業績及びキャッシュ・フローの変化に関する見込み ■ リスク及び機会が企業の財務計画にどのように含まれているかを考慮。 ■ 開示作成にあたり、企業が利用可能なスキル、能力及び資源に見合ったアプローチにより、合理的で裏付け可能な情報を用いる。

出所: EY「Applying IFRS IFRS S1 号 IFRS S2 号の解説 2025 年 6 月」www.ey.com/content/dam/ey-unified-site/ey-com/ja-jp/technical/ifrs/ifrs-insights/2025/documents/ey-japan-ifrs-applying-ifrs-2025-09-30.pdf およびSSBJハンドブック「財務的影響の開示と財務諸表との関係」www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250430_04.pdf (2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

産業横断的指標等－「資本投下」

検索
ワード

資本投下

産業横断的指標等に関連して、資本投下を開示しなければならない。(気候基準 第46項)
資本投下に関連して、気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資の数値を開示しなければならない。(同 第82項)

資本投下に関する 情報	■ 「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」の数値(実績値、データは財務諸表作成過程で把握)を開示。
「気候関連のリスク 及び機会に投下された 資本的支出、ファイナ ンス又は投資」とは	■ 「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」については、企業が表現しようとするものを忠実に表現するため、企業の置かれた状況に即して、その範囲を画定するための考え方を企業が整理し、開示の対象を決定することが考えられる。 ■ このようにした場合、「気候関連のリスク及び機会に投下された資本的支出、ファイナンス又は投資」にどのようなものが含まれるのかに関しても、あわせて開示することが考えられる。
開示を作成するに あたっての考慮事項	■ 資本投下に関する開示を作成するにあたり、次の事項を考慮する。 (1) 産業別の指標が、資本投下に関する開示の定め全部又は一部を満たすために用いることができるかどうか (2) 資本投下に関する開示の定めを満たすために開示される情報と、関連する財務諸表において開示される情報とのつながり

出所: SSBJハンドブック「資本投下に関する開示」www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_03_ver.1.1.pdf (2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

産業横断的指標等－「内部炭素価格」



内部炭素価格

産業横断的指標等に関連して、内部炭素価格を開示しなければならない(気候基準 第46項)。内部炭素価格に関連して、次の事項に関する情報を開示しなければならない(同 第83項)：

- (1) 内部炭素価格を意思決定に用いている場合、① 内部炭素価格の適用方法(例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析)、及び② 温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格(温室効果ガス排出のメートル・トン当たりの価格で表す。)
- (2) 内部炭素価格を意思決定に用いていない場合、その旨

「内部炭素価格」とは	■ 「内部炭素価格」とは、投資、生産及び消費のパターンの変化並びに潜在的な技術上の進歩及び将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために企業が使用する価格をいう。 ■ 内部炭素価格はさまざまな目的で用いられ、企業がよく用いる内部炭素価格には、次のようなものがあると考えられる。 ■ シャドー・プライス 理論上のコスト又は名目上の金額であり、企業はそれを請求しないものの、リスクの影響、新たな投資、プロジェクトの正味現在価値、さまざまな取組みの費用対効果など、経済的な影響又はトレードオフを理解するために使用。 ■ 内部税又は手数料 事業活動、製品ライン又は他の事業単位に対して温室効果ガス排出に基づいて請求される炭素価格。内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似。
「意思決定に用いている場合」とは	■ 内部炭素価格を「意思決定に用いている場合」には以下のような例がある。 ■ 排出の多い事業の見直し、低炭素製品の研究開発への投資判断、再生可能エネルギーの使用拡大のための投資判断、エネルギー効率の高い設備への投資判断、気候関連のシナリオ分析、移行リスクの財務的影響の計算 ■ 意思決定に用いている内部炭素価格のみが開示対象とされる。 ■ 例えば、排出削減コストを計算するために内部炭素価格を使っている場合、個別の投資判断に用いていない場合は、「意思決定に用いていない」として開示する必要がある。

出所：SSBJハンドブック「内部炭素価格」www.ssbj-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_04.pdf (2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

温室効果ガス排出－「GHGプロトコル」

検索
ワード

GHGプロトコル

原則として、産業横断的指標等に関連して、温室効果ガス排出を開示しなければならない(第46項)。温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準(2004年)」(以下「『GHGプロトコル(2004年)』」という。)に従って測定しなければならない(気候基準 第49項)。

GHGプロトコルにおけるGHG排出の測定のステップ

- 「GHGプロトコル(2004年)」では、GHG排出の測定のステップとして、報告企業としてGHG排出を集計する範囲(組織境界及び活動境界)を確定した後、自社の事業と関連のあるGHG排出源について、直接排出をスコープ1、間接排出をスコープ2及びスコープ3として特定及び分類することが示されている。
 - (1) 組織境界: 報告企業として報告するGHG排出を集計する範囲。持分割合アプローチ、経営支配力アプローチ又は財務支配力アプローチに基づき決定される
 - (2) 活動境界: 集計する直接排出及び間接排出の範囲。スコープ1、スコープ2及びスコープ3の概念により定義される

組織境界の
設定

活動境界の
設定

GHG排出源の
特定・活動データ
の収集

GHG排出量の
算定

※原則としてGHGプロトコルを用いることが要求されるが、法域の当局又は企業が上場する取引所が異なる方法を用いることを要求している場合(例えば温対法)、当該方法を用いることができる

出所: SSBJハンドブック「自社の温室効果ガス排出源をどのように特定すればよいか」www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250829_11_ver.1.1.pdf (2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

温室効果ガス排出－「ロケーション基準」「マーケット基準」

検索
ワード

ロケーション基準、マーケット基準

スコープ2温室効果ガス排出については、ロケーション基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示しなければならない（気候基準 第53項）。スコープ2温室効果ガス排出について、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、第53項に基づく開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。ただし、マーケット基準によるスコープ2温室効果ガス排出量を開示することにより当該契約証書に関する情報の提供に代えることができる（同 第54項）。

「ロケーション基準」とは

地域、地方、国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法をいう。

「マーケット基準」とは

電気等の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある。）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2温室効果ガス排出を測定する方法をいう。（気候基準第6項）。

必須

ロケーション基準によるスコープ2 GHG排出量



該当する場合*

契約証書に関する情報
又は
マーケット基準によるスコープ2GHG排出量

* 主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合

出所: SSBJハンドブック「スコープ 2 温室効果ガス排出の測定に用いる排出係数」www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250630_05_ver.1.1.pdf (2026年7月21日アクセス) を基にEY作成

温室効果ガス排出目標－「カーボン・クレジット」(1/2)

検索
ワード

カーボン・クレジット

温室効果ガス排出の純量目標がある場合、目標達成のために使用する計画があるカーボン・クレジット使用する計画があるカーボン・クレジットについて、次の事項を開示しなければならない(気候基準 第97項及び第99項)。

- 純量目標達成のために、カーボン・クレジットに依拠する方法及び依拠する程度
- 使用するクレジットが検証・認証された第三者スキームの名称
- カーボン・クレジットの種類。以下の2点を含む:
 - ① 自然に基づくものか技術に基づくものか
 - ② 炭素削減か炭素除去か
- 利用者が信頼性・十全性を理解するために必要な追加情報(例: 持続性に関する仮定など)

「カーボン・クレジット」とは

カーボン・クレジットを付与する制度等によって発行され、GHG排出の削減又は除去を表す単位をいう。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、付与され、追跡され、無効化される(第6項)。

開示にあたっての 留意事項

- 使用目的、使用範囲、使用時期、種類、数量などが不明確な場合、目標達成の透明性・信頼性が確保できない可能性がある。
具体的な使用計画があるクレジットのみが開示対象。
- 質に関する情報が不足している場合、オフセットとして認められない可能性がある。

出所: SSBJハンドブック「カーボン・クレジット」www.ssb-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_06.pdf (2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

温室効果ガス排出目標－「カーボン・クレジット」(2/2)

■ 主なカーボン・クレジットの種類

種類		解決策
自然に基づくもの (自然の炭素吸収を増進させることにより大気の温室効果ガスを低減させる方法)	炭素削減・排出回避	REDD+(途上国における森林減少及び森林劣化に由来する排出の抑制、森林保存、持続可能な森林経営、森林炭素蓄積の増強)等
	炭素除去・炭素吸収	植林・再植林、耕作地管理、泥炭地修復、沿岸域修復、森林管理、草地保全等
技術に基づくもの (科学的な技術により大気の温室効果ガスを低減させる方法)	炭素削減・排出回避	再生可能エネルギー、設備効率改善、燃料転換、輸送効率改善、廃棄物管理等
	炭素除去・炭素吸収	Direct Air Carbon Capture and Storage (DACCS)、Bioenergy crops with Carbon Capture and Storage (BECCS)等

■ 国内外の主なカーボン・クレジット制度

制度	概要
我が国における炭素削減価値を有するカーボン・クレジット制度	
J-クレジット制度	経産省・環境省・農水省が運営。省エネ・再エネ・森林など幅広く認証。
外国における炭素削減価値を有するカーボン・クレジット制度	
二国間クレジット制度(JCM)	途上国での脱炭素技術導入等による削減量を評価し、日本のNDC(国別削減目標)達成に活用。
Verified Carbon Standard(VCS)	森林や土地利用に関連するプロジェクト(REDD+を含む)など多様なプロジェクトを実施。
Gold Standard(GS)	自ら VER(Verified Emission Reductions)を発行。CDMに独自基準を加え認証する取り組みも実施。

出所: SSBJハンドブック「カーボン・クレジット」www.ssbj-j.jp/wp-content/uploads/sites/6/20250731_06.pdf、
および経済産業省「カーボン・クレジット・レポート」www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/carbon_credit/pdf/20220627_1.pdf (2026年7月21日アクセス)を基にEY作成

Appendix 参考リンク集(2026年7月21日アクセス)

項目	組織	リンク
サステナビリティ開示基準	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards.html
SSBJ基準用語集	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/20250331_01.pdf
SSBJハンドブック	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/related_information/handbooks.html
SSBJ基準解説セミナー「SSBJ基準に基づく開示に向けて」資料	SSBJ	www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2025_06.pdf
「有価証券報告書の作成要領(サステナビリティ関連財務開示編)」 (2026年3月期提出用)	SSBJ	https://www.ssb-j.jp/jp/news_release/405440.html
「企業内容等の開示に関する内閣府令」等	金融庁	www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230131/20230131.html

EY | Building a better working world

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

About EY Global Corporate Reporting Services Group

グローバルな会計基準とサステナビリティ開示基準は、企業の財政状態や業績、そしてそれらに影響を及ぼすサステナビリティ関連要因を評価し、比較するための一つの尺度を世界経済に提供します。IFRS会計基準及びIFRSサステナビリティ開示基準（総称してIFRS基準）を含む国際財務報告基準（IFRS）を適用又は移行する企業にとって、権威あるタイムリーなガイダンスは、発展し、進化し続けるIFRS基準を使いこなすために不可欠です。EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、IFRS会計基準及びサステナビリティ開示基準の適用と解釈をサポートするための国際的なリソース（人材と知識）の開発を支援してきました。それによって、EYグローバル・コーポレート・レポーティング・サービス・グループは、グローバルなEYネットワークからの最新の洞察を含め、深い対象分野に関する深い知識と幅広いセクター経験をマーケットに提供しています。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2026 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp